

沼田市立図書館

# 雑誌スポンサーを 募集しています！

沼田市立図書館では、市民参加の図書館づくりと地元事業者の情報発信の場の提供を目的として、雑誌スポンサー制度を開始します。

雑誌スポンサー制度とは、図書館が選定する雑誌について、スポンサーを募集し、雑誌を寄贈していただく制度です。

雑誌寄贈者（法人・団体）については、スポンサー名の表示など、規定の範囲内で情報発信が行えます。

図書館は一日約 500 人、年間約 15 万人以上の方に利用されています。雑誌は、ブラウジングコーナーでくつろぎながら見られるので、多くの方の目にとまります。

お問い合わせ

沼田市立図書館

〒378-0042 沼田市西倉内町 821 番地 1

Tel. 0278-22-0550

Fax. 0278-22-0553

# 沼田市立図書館雑誌スポンサー制度

## 1 目的

市民参加の図書館づくりと地元事業者の情報発信の場の提供を目的とします。

## 2 スポンサーの対象

●次のいずれかの条件を満たす方

- (1) 市内に本店あるいは支店を置く事業者
- (2) 匿名協力を希望する個人
- (3) 特に館長が認める法人・団体

●次のいずれかにも該当しない者としてします。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 暴力団又はその構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーの対象として適当でないと図書館長が判断する者

## 3 申込み方法

図書館カウンターにて申請書を記入していただきます。募集は随時受け付けています。

## 4 情報の表示方法

寄贈雑誌のタイトル周辺又は最新号カバーの表紙に雑誌スポンサー名を表示します。  
雑誌架にB5までの範囲で情報を発信できます。

## 5 情報発信内容

●発信できる情報は、図書館の公共性、品位及び信頼を損なうおそれがなく、公共の場である図書館内に表示するにふさわしいものとします。

●次のいずれかにも該当しないものとします。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係るもの
- (4) 人権侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 誇大な表現を含むもの若しくは虚偽であるもの又は誤解されるおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、情報発信の対象とすることが適当でないと図書館長が判断するもの

## 6 情報掲示期間

スポンサーに決定された翌月以降に発刊される号から年度内最終発刊号までの雑誌配架期間